平成２５年（フ）第７８号
栃木県鹿沼市天神町1852番地１
破産者　阿部　昌子
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６４号
埼玉県越谷市花田３丁目１番地１
破産者　有限会社マツダ工業
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４５０号
新潟市東区卸新町２丁目2066番地４
破産者　株式会社伊藤千代
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５９号
佐賀県小城市三日月町樋口1424番地１
破産者　有限会社南部製版
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
佐賀市若楠３丁目14番35号
破産者　古賀土木工業株式会社
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
福岡県筑紫野市光が丘３丁目10番地１
破産者　有限会社空間建築工房
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
横浜市青葉区市ケ尾町1060番地28
破産者　株式会社テーケー商事
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７９号
横浜市泉区領家３丁目15番地１
破産者　アロマフィールド株式会社
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９２号
愛知県豊川市赤坂町青木218番地
破産者　有限会社コーセイ産業
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２４号
兵庫県南あわじ市阿万東町字垣脇337番地の５
破産者　松栄丸水産株式会社
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第４５号
岡山県津山市椿高下38番地
破産者　株式会社安東組
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第６２号
宮崎市広島２丁目３番12号　伊尾喜ビル303号、前住所宮崎市橘通東４丁目６番７号　小山ビル403号
破産者　西村　　孝
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１２８１号
東京都千代田区有楽町２丁目２番１号
破産者　株式会社シンセベース
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６１８号
東京都文京区向丘２―27―23　廣澤荘202号室、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区町屋４丁目20番９号　シャトー相馬Ⅱ201
破産者　バーテックシステム株式会社
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８７６号
千葉県我孫子市船戸２丁目８－３、開始決定時の住所千葉県柏市松葉町１丁目12―16－３
破産者　熊代　克爾
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９３０号
東京都港区芝浦３丁目７番８号エスパース田町201号
破産者　株式会社ジンクス
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９３１号
神奈川県鎌倉市常盤241―３―404
破産者　荒木　雄司
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２１５号
埼玉県上尾市大字平塚1622番地48
破産者　株式会社高梨
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２１６号
埼玉県上尾市本町５丁目18―15　サンビレッジナガシマＢ―201、開始決定時の住所埼玉県上尾市大字平塚1622―48
破産者　高梨　和外
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３４４号
東京都豊島区要町１丁目37―16―105
破産者　神風　高久
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３号
東京都江戸川区松江７丁目25―９―103
破産者　松本　優子
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目38番１―209号
破産者　有限会社ベストワン
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部